

先週、開催の第50回日本臨床腎移植学会で、移植施設スタッフの参加者より当科作成のQ&A活用のご要望をいただきました。どの施設においても使えます。腎不全チーム医療協議会(Kicos)HPに掲載

更新手続きに関するお問い合わせの

更新版

Q&A

日本臓器移植ネットワークより更新の書類がお手元に届いていることと思います。昨年より皆様にはご連絡しておりましたが、更新には移植施設への受診が義務づけられました。沢山の問い合わせをいただきました内容を列記します。ご覧ください。

【質問内容】

Q. 昨年のうちに更新のための受診をしたけど、3月末日までに、また、受診しなくてはいけないのですか？

A: 受診の必要はありません。

Q. 平成29年度とありますが期間は？ いつまでに受診をすると良いのですか？

A: 年度期間とは4月1日～翌年の3月31日までです。

更新のための受診は 基本、年1回です。

例えば) 4月1日に受診し、翌年3月31日にも受診をすると年度内に2回受診したことになります。2回受診したからといって、次年度に繰り越すことはできません。

Q. 平成29年3月31日を1日でも過ぎたらどうなるのですか？

A: 1)更新用紙をJOTに送付済み 2)更新料5,000円支払い済み 3)移植施設の受診が**未完了**。 この場合、完了完結とはなりません。

4月以降に受診⇒完結の場合、もし、その間に移植情報が出ても対象外扱い。JOTの回答です。

Q. 書類に移植の先生のサインが必要ですか？

A: いいえ。日本臓器移植ネットワークの書類の下に記載があります。ご覧ください。

Q. まだ、受診をしてないけど、何を持って行ったらいいですか？

A: 移植施設によって異なると思われます。ご自身の登録施設へお問い合わせください。

2年間更新手続きをしないと、登録取消となりますので、ご注意ください。

平成28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)で新規登録をされた患者様は、

長い待機時間ですが毎年受診し、腎移植のための自己管理と心構えに努めましょう。

北里大学病院泌尿器科